

●令和5年度 国民健康保険料率について

1. 必要保険料の算定

必要な保険料総額 (G) = (B) + (C) - (F)

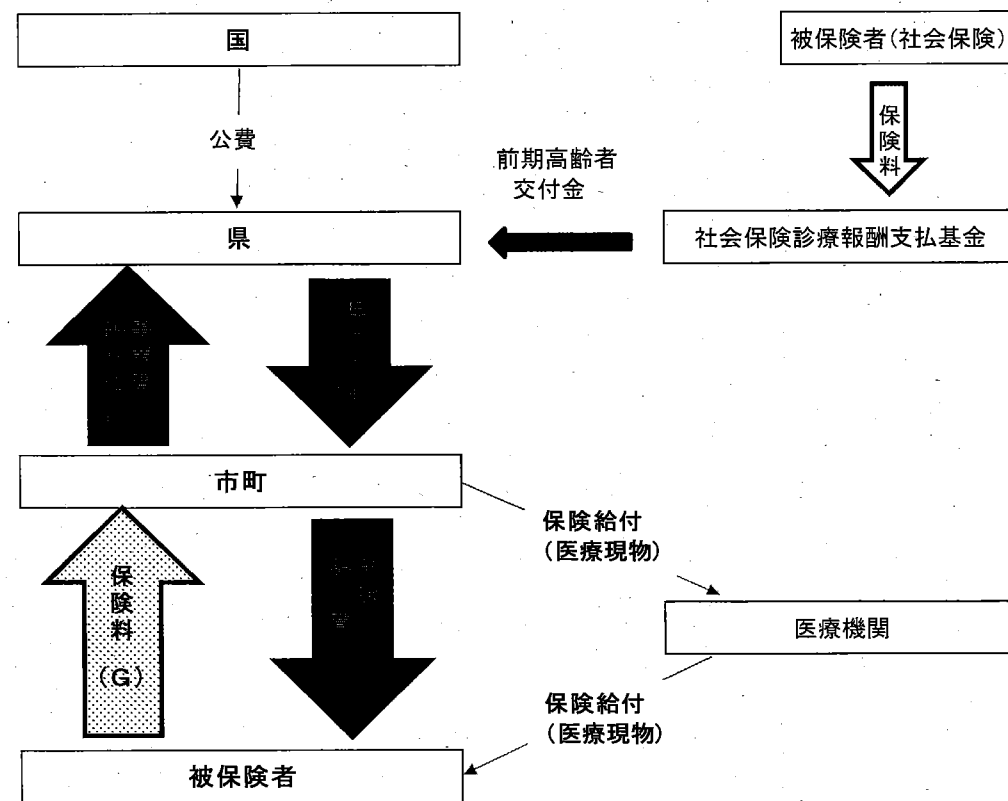
歳出		歳入	
保険給付費 (医療費)	(A)	県支出金	(E)
事業費納付金	(B)	保険料 (過年度)	(F)
総務費	(C)	一般会計繰入金	
保健事業費		その他	
その他		保険料 (現年度)	(G)
合計	(D)	合計	(D)

※ 保険給付費 (医療費) (A) = 県支出金 (E)

2. 国保の財政

平成30年度から国保制度の広域化に伴い県が財政運営の主体となった。

市町が給付する保険給付費相当を県が負担。市町は県へ事業費納付金を支出する仕組みへと変わった。



3. 事業費納付金

単位：千円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予定)
総額	1,588,996	1,746,475	1,701,952	1,599,754	1,587,855	1,577,415
対前年度増減	1,588,996	157,479	▲ 44,523	▲ 102,198	▲ 114,097	▲ 22,339
対前年度比(%)	-	109.9%	97.5%	94.0%	93.3%	98.6%

4. 令和5年度の保険料率

全世帯の保険料を計算し、その合計が (G) となるように料率を設定する。  
※不足部分は基金で賄う

区分	令和4年度				区分	令和5年度(決定)			
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)
医療分	8.3	23,400	21,000	65	医療分	8.3	23,400	21,000	65
後期分	2.5	6,900	6,300	20	後期分	2.5	6,900	6,300	22
介護分	2	4,200	6,900	17	介護分	2	4,200	6,900	17

- 所得割 … 前年度の所得から基礎控除を引いた額にかける率
- 均等割 … 被保険者一人ひとりにかかる
- 平等割 … 1世帯につきかかる

5. 保険料率の推移

年度	区分	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
30	医療分	8.50%	24,000	21,900	580,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	190,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	160,000
R1	医療分	8.50%	24,000	21,900	610,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	190,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	160,000
R2	医療分	8.50%	24,000	21,900	630,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	190,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	170,000
R3	医療分	8.30%	23,400	21,000	630,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	190,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	170,000
R4	医療分	8.30%	23,400	21,000	650,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	200,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	170,000
R5	医療分	8.30%	23,400	21,000	650,000
	支援分	2.50%	6,900	6,300	220,000
	介護分	2.00%	6,300	4,200	170,000